

石狩川流域委員会(第19回)

河川整備計画変更の流れ

流域委員会における審議内容

石狩川流域委員会
〈河川法第16条の2第3項〉

近年の気象・出水状況
社会情勢等の変化

第17回流域委員会

河川整備計画変更の検討 令和5年10月25日(終了)

第18回流域委員会

河川整備計画変更(原案)の作成 5月17日(終了)

関係住民からの意見聴取
〈河川法第16条の2第4項〉

6月10日
～
7月10日(終了)

第19回流域委員会

河川整備計画変更(案)の作成 10月16日(予定)

北海道知事からの意見聴取
〈河川法第16条の2第5項〉

関係機関連絡調整・協議(関係省庁)

河川整備計画変更の決定・公表

○石狩川水系豊平川河川整備計画〔変更〕（原案）に寄せられたご意見と（案）への見直しについて

1. 流域住民からのご意見と回答について

1. 流域住民からのご意見と回答について

- 「石狩川水系豊平川河川整備計画[変更](原案)」に対して豊平川流域の市町(札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町)の住民の意見を反映するため、意見募集を行いました。

パブリックコメントの実施概要

◆縦覧期間

令和6年6月10日(月)～令和6年7月10日(水)

◆縦覧場所

- ・札幌市役所
- ・札幌開発建設部
- ・江別市役所
- ・札幌河川事務所
- ・北広島市役所
- ・江別河川事務所
- ・石狩市役所
- ・当別町役場

(札幌開発建設部ホームページでも公開)



縦覧場所 札幌市役所

◆提出意見数 10件

ご意見は、以下の項目を記入いただき、電子メール、郵送、またはファクシミリ
のいずれかの方法で行いました。

- ① 氏名
- ② 住所(市町名)
- ③ 連絡先(電話番号又はメールアドレス)
- ④ 年代
- ⑤ 豊平川との関わり
- ⑥ 意見
- ⑦ 公聴会の参加希望確認

◆住民説明会

- 令和6年6月18日(火) 札幌市東区民センター
- 令和6年6月21日(金) 札幌市豊平区民センター
- 令和6年6月24日(月) 札幌市南区民センター
- 令和6年6月25日(火) 札幌市中央区民センター
- 令和6年6月27日(木) 札幌市白石区民センター (合計48名参加)



令和6年6月21日開催
札幌市豊平区民センター



令和6年6月25日開催
札幌市中央区民センター

◆公聴会

参加希望者がいなかったため中止

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項	—	—
① 河川環境の目標設定について	(P.6)	57、73～79
② 河川環境の数値目標について	(P.6)	57
③ 環境と治水のバランスについて	(P.7)	73
④ 大雪の対策について	(P.8)	46
⑤ 気候変動対策の迅速な実施について	(P.9)	66、77
⑥ 治水対策の迅速な実施について	(P.9)	—
⑦ 水位低下のための河道掘削実施について	(P.9)	59、83
⑧ 河川利用に向けた治水対策の実施について	(P.9)	—
⑨ 既設ダムを活用について	(P.10)	54、90
⑩ 地震への対応について	(P.11)	69、86、87
⑪ 不法投棄対策について	(P.12)	92

【ご意見①】

- 本河川における河川整備の歴史を反映している点は素晴らしいと思います。一方で生態系・生物保全については理念のみが先行しており、豊平川を今後野生生物の生息環境としてどのように整備・保全し、そこに地域住民がどのように関わるのかが具体的に記されていない印象を持ちました（例えば「親水性等に配慮した整備（78ページ）」とは何か、が示されていない）。マンホールにも描かれているとおり、サケの遡上する豊平川は云わば札幌のシンボルであり、その環境を如何にしてそこで暮らす地域住民や観光客、野生生物にとって価値の高い場所にするか、事後評価に基づく改善が可能な目標設定が必要です。

【ご意見②】

- これまでは、サケの産卵範囲でちょうど工事がある場合や、地域貢献を申し出られた工事業者がいた場合に、産卵に適した分流入の復元や維持管理が実現していました。今回の変更案には、河川環境の数値目標を作ることが盛り込まれており、目標とする生態系の創出（復元）のために必要となる河川環境を積極的に整えていこうという意図が感じられ、とても期待が持てました。



【回答】

- P57に記載のとおり、「河川環境の整備と保全」については、学識者や地域活動団体等の意見を聞きながら、具体的な数値目標の設定に向けた検討を進めています。豊平川はサケの遡上・産卵環境として重要な場所であるとともに、地域の親水空間として高水敷も高度に利用されています。環境目標の設定にあたっては、地域の人たちとの合意形成を図りながら、よりよい河川環境を保全・創出していけるよう、引き続き議論を進めていきたいと考えています。検討の結果につきましては、次回の整備計画変更の際に具体的に位置付けることを考えています。
- 河川整備計画については、[変更]（原案）のままの記載とします。

■ 原案対応箇所（P.57）

良好な河川環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境については、できる限り向上させるという方針に従って、区域ごとの河川環境の状態や目安となる状態を明確に示し、改善の優先度や改善内容を具体化することによって、河川環境全体の底上げを図る。また、河川環境の数値目標の位置付けに向けた検討を実施する。河川改修を予定しない区間については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要性に応じて、自然再生に係る取組を実施する。

【ご意見③】

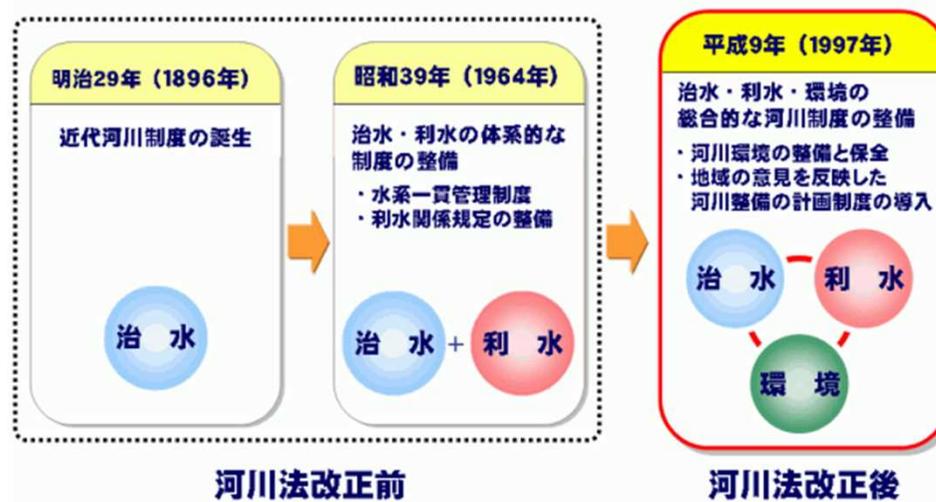
- 変更の案を見たところ、かなり環境を重視しているように感じました。色々工夫されることは良いと思いますが、地域住民の安全・安心が第一ではないでしょうか。一番大事なものが何なのかを明確にして、治水対策をしっかりと実施して欲しいと思います。



【回答】

- 平成9年に河川法が改正され、法律の目的として、治水・利水に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられており、治水・利水・環境の調和した河川整備を目指しております。
- 治水面と整合を図りつつ、河川環境の保全等に取り組んでまいりたいと考えています。

(参考)河川法の改正の経緯



【ご意見④】

- 気候変動で雨だけでなく雪も集中的に降ることが考えられるので、数年前起きたような大雪による渋滞が頻発する可能性があるのではないか。雪害後に対策として豊平川の河川敷に堆積場を設けたようだが、もっとその個所を増やすなど、河川の計画で対応できるようにしていただきたい。



【回答】

- 雪害への対策において道路管理者より協力の依頼があった場合においては、P58に記載のとおり、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用を図ってまいります。
- 河川整備計画については、[変更](原案)のままの記載とします。

• 原案対応箇所(P.58)

(2) 河川空間の利用に関する目標

河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用を図る。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民や関係機関と連携し、河川敷地の更なる規制緩和にも柔軟に対応する。

【ご意見⑤】

- ・ 気候変動によって雨の量が増えるとあるが、調査と検討しか行わないことに不安を感じる。道外で頻発しているようなゲリラ豪雨がいつ発生しないとも言えないので河川の対策を早く進めて欲しい。

【ご意見⑥】

- ・ 住民説明会の内容で、豊平川には地下鉄があるので川底を掘るのが難しいこと、堤防のすぐそばに住宅やマンションがあるため堤防の高さを上げることや、堤防を新たに作り替えることも難しいことは理解できた。今の変更案には賛成だが、スピード感をもって進める必要があると思う。

【ご意見⑦】

- ・ 豊平川の支川の近くに住んでいますが、最近、大雨が降ると急に水位が上がるような気がします。川の中の木や中州の土砂を撤去して、豊平川の水の流れが良くなれば、そこにつながる支川の流れも良くなると思いますので、対策をよろしく願います。

【ご意見⑧】

- ・ 自転車で豊平川のサイクリングロードをよく走りますが、ジョギングやレクリエーションなど、多くの人に利用されているのを見かけます。豊平川を安心して使えるのも治水のおかげですので、今後も住民が安心して使えるように治水対策を進めてください。



【回答】

- ・ 河道掘削や新たな流域治水の取組については、関係機関とも連携して着実な実施に努めてまいります。また、今後の治水対策案についても、可能な限り早期に検討を進め、改めて流域委員会に諮り整備計画に位置付けていくことに努めてまいります。

【ご意見⑨】

- 既存ダムの活用も含めた検討は有効だと思われませんが、既存ダムは古く、洪水調節能力や耐用年数は問題ないのでしょうか。これから検討とのことですが、後世に引き継ぐなら新しいものの方が安心感があるし長持ちしてよいのではないかと思います。



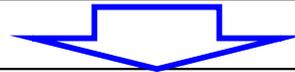
【回答】

- ダム本体のコンクリートは、日頃から適切に管理・点検・補修を行い、機能の維持を図っていることから、現行の洪水に対応する能力を有し、耐用年数も問題ありません。しかし、老朽化することにより維持や補修に要する費用が増加する可能性も否定できません。
- いただいたご意見も踏まえ、既存ダムを活用することによるコストも総合的に勘案して、治水対策案を検討してまいります。

流域住民からのご意見⑩への回答（地震への対応について）

【ご意見⑩】

- 1月に能登半島で大きな地震があったが、同じような地震が札幌で起きたらどうなるのか不安。今回は河川の計画だが、大きな地震が起こった時には河川ではどのような対応をするのか。



【回答】

- P69に記載のとおり、災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備するとともに、それらに加えて災害情報の集配信、水防団等の活動拠点、物資輸送の基地等の機能を併せ持つ河川防災ステーションが整備されています。
- また、地震の発生時には洪水時と同様に河川管理施設の巡視を行うとともに、迅速かつ効率的な河川巡視や危機管理対策を行うため、車両交換場所や情報網等の整備もされています。
- さらに、災害時にはTEC-FORCE派遣等により、自治体への支援体制の強化を行います。
- 河川整備計画については、[変更](原案)のままの記載とします。

- 原案対応箇所(P.69、86、87)

(5) 広域防災

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水に加え、地震等が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。
また、石狩川(下流)水系外流域治水協議会において、気候変動に伴う降雨や流量等のハザードの変化による水害の発生確率や被害規模等のリスクの変化を共有するとともに、地域の取組状況も踏まえつつ、適宜、流域治水プロジェクトを見直していくものとする。

1) 河川防災ステーション、水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備するとともに、それらに加えて災害情報の集配信、水防団等の活動拠点、物資輸送の基地等の機能を併せ持つ河川防災ステーションを関係機関と連携して整備する。なお、平常時においても関係機関と連携し、防災教育や水辺の憩い等の場として活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を支援するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を整備する。

3) 情報網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラ、光ファイバー網等を整備し、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用を図る。

(4) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

3) 自治体支援

災害復旧に関する情報共有及び連絡体制を確立するため、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関と平常時から連携を図る。

大規模水害時等においては、自治体の災害対応機能が著しく低下するおそれがあるため、民間人材の活用、関係機関との連携、TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE:緊急災害対策派遣隊)派遣等により、UAV(Unmanned Aerial Vehicle:無人航空機)やレーザ計測等の遠隔・非接触計測技術等を活用した災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による緊急排水の支援、避難所等への給水車の派遣等、自治体への支援体制の強化を行う。

さらに、現地情報連絡員(リエゾン)の自治体への派遣による情報交換等様々な情報を共有する体制の確立や、自治体が実施する避難訓練への技術的な支援等に努める。

【ご意見⑪】

- 禁止されているはずのバーベキューなどによる不法投棄も見られますので、こちらの対策もお願いします。



【回答】

- これまで、河川環境の啓蒙及びゴミの不法投棄の実態の周知を目的として、ゴミマップの作成やP92に記載のとおり、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報等の適切な対策を実施してきました。
- 対策を実施してきたところですが、ご意見にも記載があるとおり、未だ不法投棄はございますので、これらの対策を引き続き取り組んでまいります。
- 河川整備計画については、[変更](原案)のままの記載とします。
- 原案対応箇所(P.92)
 - (5) 河川美化のための体制
河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施するとともに、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取組を行う。また、地域住民や市民団体と連携して河川空間の維持管理を進める。
ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報等の適切な対策を講じる。